

元離宮二条城植栽管理計画作成業務委託 仕様書

第1条 業務概要

- ・委託業務名 元離宮二条城植栽管理計画作成業務委託
- ・履行場所 世界遺産京都市元離宮二条城
京都市中京区二条通堀川西入二条城町5 4 1 番地地内
- ・対象範囲 元離宮二条城 城内全域及び外堀周辺 (約2 3ha)
- ・履行期間 契約日の翌日から令和3年3月31日まで

第2条 業務の目的

二条城は、特別名勝二の丸庭園、本丸庭園、清流園という作庭年代や特徴が異なる美しい3つの庭園、城郭の景観の象徴となる多数の松、季節を彩る桜や梅などの花木、茶会などで活用される芝生広場など、美しく魅力的な施設や樹木があふれており、年間約200万人の人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。

こうした中、城内の3つの庭園内の樹木やその他城内外に植栽された樹木は、老朽化、巨大化、実生樹木の繁茂等が進んでおり、これらの樹木が景観を阻害したり、建築物や石垣等に影響を与えたりしているような状況が見受けられる。また、近年は台風による倒木などにより、美しく魅力的だった樹木景観が損なわれてしまっている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、庭園の特徴等にあわせた管理方針や、城内の植栽の管理、更新等に関する方針等を取りまとめ、美しい庭園景観や城内の景観を次世代に引き継いでいくための基礎資料とするものである。

第3条 適用範囲

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和元年5月 京都市) ※」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第4条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第5条 損害賠償等

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないよう留意しなければならない。

万一、第三者との間に損害を生じた場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、発注者にその旨を報告するものとする。

第6条 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 資料整理

上位計画（「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」（令和2年3月））、その他既存資料及び文献を確認し、二条城の庭園、樹林地、樹木の変遷や城内各所（庭園、その他園地等）の位置づけ等を整理する。

(2) 現況把握

過年度（平成29年度）の二条城内の樹木に関する調査結果と現況を比較し、過年度の調査結果から変化した点（台風の影響による樹木の状況の変化等）を整理する。

(3) 植栽に関する課題等の整理

元離宮二条城事務所職員、二条城の樹木等の維持管理の受託業者、その他二条城事務所から指名された者（学識者等（3名程度を想定））にヒアリングを行い、二条城の植栽に関する課題、意見、今後のあり方等を整理する。

(4) 基本方針の設定

前掲の作業をもとに、二条城の植栽に関する長期的な方向性（将来像）や植栽の維持更新等に関する基本的考え方等を検討し、基本方針を設定する。

(5) 植栽管理計画の作成

設定した方針を踏まえて敷地内のゾーニングを行い、ゾーンごとの将来的な植栽のあり方、景観形成の方向性、植栽に関する保全・更新・管理の方針を設定するとともに、今後、維持向上していく必要がある特徴的な景観（庭園の眺め、園地の眺め、通りの眺めなど）や、景観の維持保全上重要な樹木（景観重要樹木）等を整理する。

(6) 景観形成重点箇所（視点場）における植栽の保全・更新・管理方針図の作成

検討した計画に基づき、特に重点的に植栽を保全、更新、管理していく必要がある箇所（視点場）を抽出し（庭園を中心に10箇所程度）、各視点場における具体的、即地的な植栽の保全、更新、管理方針を検討してその内容を図面（1/200程度）にとりまとめる。あわせて各視点場の将来像をわかりやすく示すための資料（イメージスケッチ、フォトモンタージュ等）を作成する。

(7) 実施計画案の作成

作成した植栽管理計画及び景観形成重点箇所（視点場）における植栽の保全・更新・管理方針図、二条城の利用状況、予算の状況（見込み）等をふまえ、今後10年間で実施すべき取組（植栽の保全、更新、管理に関する取組）を整理し、それらの取組の中から、今後5年間で実施する内容を抽出して概算の維持管理費を算出する。あわせて、今後良好な景観（眺め）を維持向上させていくための仕組みを検討する。

(8) 寄付樹木の取扱基準の検討

京都市の他局や他都市における樹木の寄付に関する基準等を収集、整理し、二条城における寄付樹木の取扱基準案を検討する。

(9) 成果品とりまとめ

検討の過程、結果等を報告書としてとりまとめる。

第7条 成果品

本業務の成果品は、以下の通りとする。

なお、本業務の成果品の納入場所は、元離宮二条城事務所とする。

- ・報告書（A4版簡易製本） 2部

（※報告書を電子成果品に変更することも可（協議のうえ決定））

第8条 打合せ等

本業務を円滑に遂行するために、受注者は必要に応じて発注者と打合せを行い、打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出して発注者の承認を得るものとする。打合せ回数は、「業務着手時」「中間」「成果品取りまとめ」を含めて3回を基本として、必要に応じ適宜行うものとする。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第9条 貸与する資料

本業務の実施当たり、以下の資料を貸与する。

- ・史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画（令和2年3月）
- ・史跡旧二条離宮（二条城）整備計画見直しに係る調査報告書（平成29年3月）
- ・史跡旧二条離宮測量図（平成26年3月）（現況測量図 1／200）

第10条 検査

受注者は、本業務の成果について発注者の検査を受けるものとする。

なお、検査で訂正又は修正の必要が指摘された場合は、これを訂正又は修正し、再度検査を受け発注者の了承を得なければならない。

第11条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを確実にを行うため、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては設計変更の対象としない。

第12条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受注者と発注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

第13条 業務の実施に当たっての留意事項

本業務地は、国指定史跡及び世界遺産に登録されているほか、国宝、重要文化財に指定されている建築物等が多数あるため、城内施設の重要性を十分理解し、これらを破損することがないように注意するとともに、現状を変更するおそれのある場合は、事前に監督員に報告し指示を受けること。また、現地で確認作業等を行う際は、調査に従事している旨を明示した腕章を着用し、作業中であることの周知に努めること。

○ 対象範囲 (約2.3ha)

